

新潟市バドミントン協会 専門委員会規定

- 1 本協会に以下の専門委員会を置く。
 - (1) 総務委員会
 - (2) 会計委員会
 - (3) 競技委員会
 - (4) 審判委員会
 - (5) 選手強化委員会
 - (6) 新潟社会人バドミントンリーグ戦運営委員会
- 2 各委員会は次の各項に関する事務を処理する。
 - (1) 総務委員会
 - ①規約の研究並びに改定に関すること。
 - ②諸役員会の準備並びに議事録の整理保存に関すること。
 - ③庶務に関すること。
 - ④本協会の組織運営並びに新潟支部組織に関すること。
 - ⑤(公財)日本バドミントン協会、新潟県バドミントン協会、(公財)新潟市スポーツ協会及び県内各支部との交渉連絡に関すること。
 - ⑥加盟・登録の実務に関すること。
 - ⑦ホームページの運営に関すること。
 - ⑧その他各委員会に属さない事項。
 - (2) 会計委員会
 - ①予算、経理に関すること。
 - ②加盟・登録の会計に関すること。
 - (3) 競技委員会
 - ①競技会の企画、開催、運営に関すること。
 - ②競技規則に関すること。
 - (4) 審判委員会
 - ①各種大会の審判員の確保に関すること。
 - ②審判講習会の開催に関すること。
 - ③公認審判員資格審査検定会に関すること。
 - (5) 選手強化委員会
 - ①選手強化に関すること。
 - ②強化練習会及び講習会に関すること。
 - ③選手強化委員の派遣に関すること。
 - ④育成・指導に関すること。
 - ⑤講習会に関すること。
 - ⑥関係団体との連絡調整等に関すること。
 - (6) 新潟社会人バドミントンリーグ戦運営委員会
 - ①新潟社会人バドミントンリーグ戦の企画、運営全般に関すること。
 - ②競技規則に関すること。
 - ③大会を円滑に運営するため実行委員会を置く。

- 3 各委員会は委員長1名、副委員長若干名、委員数名を以って組織する。
- 4 各委員長、副委員長、委員は本協会の理事会で選任する。
- 5 各委員長は、委員会を代表してその職務の遂行に責任を負う。
- 6 各委員長は、委員会を開いて相互の意見を交換し委員会の円滑な運営に努める。
- 7 各委員会は委員長が招集する。委員長は委員会の処理事項を本協会の理事会に報告する。
- 8 本協会の理事長は委員長会議を開き、相互の意見を交換し円滑な運営を図る。
- 9 各委員の任期は2年とし再選を妨げない。補充委員の任期は前任者の残任の期間とする。

補足

本規定の改定にあたっては、本協会理事の過半数の承認を必要とする。

附則

本規定は令和3年3月28日より実施する。

本規定は令和7年8月27日より実施する。